

平成 28 年 10 月 11 日

厚生労働省年金課

公的年金の役割について

国民年金法（昭和 34 年法律第 141 号）

（国民年金制度の目的）

第一条 国民年金制度は、日本国憲法第二十五条第二項に規定する理念に基づき、老齢、障害又は死亡によつて国民生活の安定がそこなわれることを国民の共同連帯によつて防止し、もつて健全な国民生活の維持及び向上に寄与することを目的とする。

25年や20年/30年

厚生年金保険法（昭和 29 年法律第 115 号）

（この法律の目的）

第一条 この法律は、労働者の老齢、障害又は死亡について保険給付を行い、労働者及びその遺族の生活の安定と福祉の向上に寄与することを目的とする。

+

（参考）

平成 28 年 1 月 26 日 衆・本会議における岡田克也議員の質問に対する安倍総理大臣の答弁（抜粋）

平成 26 年の財政検証では、マクロ経済スライドの調整終了後においても、新たに年金を受給される方の所得代替率は 50%が確保されることを確認しています。

このマクロ経済スライドは、平成 16 年の改革により、将来世代の負担を過重にしないため、将来の保険料水準を固定し、その範囲内で給付水準を調整する仕組みとして導入されたものであります。このような仕組みは、基礎年金を含め、公的年金制度全体に共通する考え方であります。

社会保障・税一体改革における経緯

政府提出の年金機能強化法案(平成24年3月30日国会提出)

【低所得者等の年金額の加算】

- 年金法体系での福祉的な加算
- 月6,000円の定額加算(財源6,300億円)
- ※低所得者の範囲(住民税家族全員非課税等)、障害者等への給付等については、内容は政府案のまま、下記の年金生活者支援給付金法として成立。

【高所得者に対する年金額の調整(クローバック)】

- 所得550万円(年収850万円相当)を超える場合に、基礎年金額の一部の支給停止を開始し、所得950万円(年収1,300万円相当)以上の場合は、基礎年金額の半額(国庫負担分)を支給停止。
- クローバックにより生じた財源(700億円)は年金加算に活用

国会審議・三党協議

代替措置

削除

年金生活者支援給付金法(平成24年11月16日成立)

【年金生活者支援給付金】

- 年金法の外の福祉的給付
- 納付期間に比例した加算
- 基準額月5,000円(財源5,600億円)
- 所得の逆転防止のための措置

年金機能強化法(平成24年8月10日成立)

【高所得者に対する年金額の調整】

- 削除(附則に検討規定)
- 附則第2条の3 高額所得による老齢基礎年金の支給停止については、引き続き検討が加えられるものとする。

※その他、受給資格期間の短縮(25年→10年)等は政府案のまま成立

日本の人口の見通し

65歳以上人口： 2042年にピーク（3,878万人）

75歳以上人口： 2053年にピーク（2,408万人）

65歳以上人口の割合： 2061年に40%を超えて、その後40～41%程度で推移

75歳以上人口の割合： 2061年に27%を超えて、その後27～28%程度で推移

（出典）国立社会保障・人口問題研究所「日本の将来推計人口（平成24年1月推計）」（2061年以降は参考推計結果）

前提：出生中位、死亡中位

保有期間が25年未満である65歳以上の者の期間別割合について

保有期間	割合	保有期間	割合	計	割合
10年未満	42.4%	10年以上 15年未満	26.8%	20年以上 25年未満	7.0%
		15年以上 20年未満	23.7%		100%

- 合算対象期間(いわゆるカラ期間)とは、老齢基礎年金の受給に必要な加入期間に含まれますが、年金額には反映しない期間です。

【主な合算対象期間】

- 1 サラリーマン(厚生年金保険や共済組合などの加入者)の配偶者で昭和36年4月1日から昭和61年3月31日までの間、国民年金に任意加入しなかった期間
- 2 学生で昭和36年4月1日から平成3年3月31日までの間、国民年金に任意加入しなかった期間
- 3 日本人であって昭和36年4月1日以降、海外に居住していた期間のうち国民年金に任意加入しなかった期間

平成 28 年 10 月 27 日
厚生労働省年金局
事業管理課調査室

国民年金第 1 号未加入者

○ 平成 13 年調査 63 万 5 千人

○ 平成 25 年調査 18 万 9 千人

(注) 過去一度も公的年金制度に加入したことがない者であり、届出を行えば国民年金第 1 号被保険者になる 20～59 歳の者のこと

(出典) 厚生労働省年金局「公的年金加入状況等調査」

平成 28 年 10 月 27 日
厚生労働省年金局
事業管理課調査室

国民年金 第 3 号被保険者数

昭和 61 年度末	1,093 万人
平成 26 年度末	932 万人

(参考) 昭和 61 年度末の 1,093 万人全てが「カラ期間」を有するわけではない。なお、昭和 60 年度末における国民年金の任意適用被保険者数は 745 万人（男子 40 万人、女子 705 万人）である。

(出典) 厚生労働省年金局「厚生年金保険・国民年金 事業年報」